

その他の社会福祉

1 福祉サービス苦情処理制度

事業開始 平成 13 年度

内 容 福祉サービスに係る苦情については、利用者やサービス提供事業者との利害関係等により当事者間での解決が難しい問題もあるため、行政のみの判断だけでなく公正な第三者機関（福祉サービス苦情処理委員 2 名）を設置して解決を図ることにより、市民の権利利益の擁護と福祉サービスの質の向上を図ります。

相談件数

| 年度 | 福祉サービスに関するもの | | | その他(福祉サービス以外) | | | 合計 |
|----|--------------|------|----|---------------|------|----|----|
| | 苦情件数 | 相談件数 | 計 | 苦情件数 | 相談件数 | 計 | |
| 26 | 56 | 5 | 61 | 5 | 7 | 12 | 73 |
| 27 | 43 | 10 | 53 | 6 | 2 | 8 | 61 |
| 28 | 28 | 9 | 37 | 5 | 3 | 8 | 45 |

平成 29 年度予算額 759 千円

2 函館市社会福祉審議会

社会福祉法に基づき、社会福祉に関する事項について調査審議するため設置される審議機関です。本審議会には、専門分野に関して調査審議するため、専門分科会および審査部会が置かれています。

| 会議の種類 | 審議事項 | 28年度開催 |
|------------------|-------------------------|--------|
| 函館市社会福祉審議会(全体会議) | 社会福祉に関する事項について調査審議 | 0回 |
| 民生委員審査専門分科会 | 民生委員の適否に関する事項を調査審議 | 4回 |
| 身体障害者福祉専門分科会 | 障がい者の福祉に関する事項を調査審議 | 1回 |
| 身体障害者福祉専門分科会審査部会 | 身体障がい者の障がい程度に関する事項を調査審議 | 5回 |
| 児童福祉専門分科会 | 児童福祉に関する事項を調査審議 | 0回 |

3 民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、社会奉仕の精神をもって保護指導にあたり、福祉の増進に努めています。委員の改選は、3年ごとに行われ、平成28年12月1日現在、市内に704人が委嘱されており、このうち、60人が主任児童委員に委嘱されました。

- ・方面民生児童委員協議会 市内30地区に設置し、各方面民生委員・児童委員との連絡調整を図ります。(毎月1回開催)
- ・方面民生児童委員協議会 方面民生児童委員協議会の正副会長で組織し、協議会間と正副会長連絡会との連絡調整等を図ります。(毎月1回開催)
- ・函館市民生児童委員連合会 民生委員・児童委員の研修等の事業を行うほか、協議会の運営支援、関係機関等の連絡調整を図ります。

(1) 民生委員・児童委員年齢・性別状況 (定数 710人)

(平成29年5月2日現在 単位:人)

| 区分 | 20～29歳 | 30～39歳 | 40～49歳 | 50～59歳 | 60～69歳 | 70歳以上 | 計 | 平均年齢 |
|----|--------|--------|--------|--------|--------|-------|-----|-------|
| 男 | - | 0 | 9 | 25 | 110 | 97 | 241 | 66.6歳 |
| 女 | - | 2 | 16 | 68 | 257 | 120 | 463 | 64.9歳 |
| 計 | - | 2 | 25 | 93 | 367 | 217 | 704 | 65.4歳 |

(2) 在職期間別民生委員・児童委員数

(平成29年5月2日現在 単位:人)

| 区分 | 新在職期間なし | 再任 | | | | | | 計 | 在再任者の期間の平均 |
|----|---------|------|----------|-----------|------------|------------|-------|-----|------------|
| | | 3年未満 | 3年以上6年未満 | 6年以上10年未満 | 10年以上20年未満 | 20年以上30年未満 | 30年以上 | | |
| 男 | 47 | 14 | 50 | 70 | 52 | 7 | 1 | 241 | 7年1月 |
| 女 | 73 | 23 | 75 | 134 | 128 | 27 | 3 | 463 | 8年6月 |
| 計 | 120 | 37 | 125 | 204 | 180 | 34 | 4 | 704 | 8年1月 |

(3) 民生委員・児童委員の活動状況（平成 28 年度）

（単位：件）

| 項目 | | 件数 |
|------------|-------------|-------|
| 問題別相談・支援件数 | 在宅福祉 | 4,784 |
| | 介護保険 | 325 |
| | 健康・保健医療 | 890 |
| | 子育て・母子保健 | 254 |
| | 子どもの地域生活 | 1,918 |
| | 子どもの教育・学校生活 | 1,054 |
| | 生活費 | 327 |
| | 年金・保険 | 102 |
| | 仕事 | 82 |
| | 家族関係 | 484 |
| | 住居 | 280 |
| | 生活環境 | 616 |
| | 日常的な支援 | 2,883 |
| その他 | 4,038 | |
| 計 | 18,037 | |

| 項目 | | 件数 |
|------------|------------|--------|
| 分野別相談・支援件数 | 高齢者に関すること | 11,179 |
| | 障がい者に関すること | 429 |
| | 子どもに関すること | 3,292 |
| | その他 | 3,137 |
| 計 | | 18,037 |

| 項目 | 件数 |
|--------|--------|
| 訪問回数 | 84,340 |
| 連絡調整回数 | 48,092 |
| 活動日数 | 86,906 |

| 項目 | | 件数 |
|----------|----------------|--------|
| その他の活動件数 | 調査・実態把握 | 9,542 |
| | 行事・事業・会議への参加力 | 14,952 |
| | 地域福祉活動・自主活動 | 17,532 |
| | 民児協運営・研修 | 20,739 |
| | 証明事務 | 823 |
| | 要保護児童の発見の通告・仲介 | 15 |

4 函館市社会福祉協議会

所在地 函館市若松町 33 番 6 号

法人の認可 昭和 42 年 1 月 24 日

機関・組織 ア 執行機関 理事会（正副会長を含む理事 17 名をもって構成し、会長のみが代表権を有する。）

イ 決議機関 評議員会（理事会の同意を得て会長が委嘱する評議員 35 名をもって構成する。）

ウ 監査機関 監事 3 名

エ 事務局 常務理事以下専任職員 91 名（パート除く）

（平成 29 年 3 月 31 日現在）

実施事業 ア 社会福祉を目的とする事業

(ア) 社会福祉を目的とする事業の企画および実施

(イ) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助

(ウ) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整および助成

(エ) (ア)から(ウ)のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

- (オ) 保健医療，教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡
- (カ) 共同募金事業への協力
- (キ) 在宅福祉ふれあいに関する事業の実施
- (ク) 社会福祉総合相談センターの運営
- (ケ) ボランティア活動の振興
- (コ) 高齢者能力開発情報センターの運営
- (サ) 福祉人材バンクの業務の実施
- (シ) 老人居宅介護等事業の経営
- (ス) 障害福祉サービス事業の経営
- (セ) 移動支援事業の経営
- (ソ) 居宅介護支援事業の経営
- (タ) 訪問入浴介護事業の経営
- (チ) 老人デイサービス事業の経営
- (ツ) 福祉サービス利用援助事業
- (テ) 生活福祉資金貸付事業
- (ト) 応急生活資金貸付事業
- (ナ) その他この法人の目的達成のため必要な事業

イ 公益を目的とする事業

- (ア) 函館市ファミリー・サポート・センター事業
- (イ) 根崎生活館の受託経営
- (ウ) 地域包括支援センター(函館市地域包括支援センター社協)の受託経営
- (エ) 函館市総合福祉センターの受託経営
- (オ) 権利擁護事業の運営
- (カ) 特定施設入居者生活介護事業の経営

ウ 収益を目的とする事業

- (ア) 自動販売機の設置経営

固定資産

216,054,128 円 (平成 29 年 3 月 31 日現在)

<主な内容>

- (ア) 基本財産 7,500,000 円
- (イ) その他固定資産 208,554,128 円

平成29年度収支予算書

(単位：千円)

| 社会福祉事業会計 | | | |
|---------------|---------|-------------|---------|
| 収入 | | 支出 | |
| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
| 会費収入 | 10,303 | 人件費支出 | 213,188 |
| 寄附金収入 | 3,780 | 事業費支出 | 20,118 |
| 経常経費補助金収入 | 129,067 | 事務費支出 | 53,779 |
| 受託金収入 | 51,768 | 貸付事業支出 | 3,000 |
| 貸付事業収入 | 3,000 | 共同募金配分金事業 | 11,989 |
| 事業収入等 | 1,354 | 助成金 | 35,995 |
| 介護保険事業収入 | 117,046 | 負担金等 | 5,030 |
| 障害福祉サービス等事業収入 | 17,197 | 施設整備等支出 | 432 |
| 長期運営資金借入金収入 | 3,000 | 長期運営資金借入金支出 | 3,000 |
| 事業区分間繰入金収入 | 20,960 | 拠点区分間繰入金支出 | 24219 |
| 拠点区分間繰入金収入 | 24,219 | その他の活動による支出 | 6,268 |
| | | 予備費 | 4450 |
| 計 | 381,694 | 計 | 381,468 |

| 公益事業会計 | | | |
|-----------|---------|------------|---------|
| 収入 | | 支出 | |
| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
| 経常経費補助金収入 | 29,008 | 人件費支出 | 162,309 |
| 受託金収入 | 280,031 | 事業費・事務費支出 | 180,963 |
| 介護保険事業収入 | 57,132 | 事業区分間繰入金支出 | 20,298 |
| その他収入 | 2 | その他支出 | 2,829 |
| 計 | 366,173 | 計 | 366,399 |

| 収益事業会計 | | | |
|--------|-----|------------|-----|
| 収入 | | 支出 | |
| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
| 事業収入 | 900 | 人件費支出 | 128 |
| | | 事業費・事務費支出 | 110 |
| | | 事業区分間繰入金支出 | 662 |
| 計 | 900 | 計 | 900 |

| | | | |
|----|---------|---|---------|
| 合計 | 748,767 | 計 | 748,767 |
|----|---------|---|---------|

応急生活資金貸付状況ならびに償還状況

| 区分 | | 26年度 | | 27年度 | | 28年度 | |
|-----------------|----|-------|--------|-------|--------|-------|--------|
| | | 件数(件) | 金額(千円) | 件数(件) | 金額(千円) | 件数(件) | 金額(千円) |
| 一般 応急生活資金 | 貸付 | 24 | 1,090 | 9 | 413 | 9 | 428 |
| | 償還 | 延 398 | 2,487 | 延 429 | 2,185 | 延 332 | 1,481 |
| 季節労働者 応急生活資金 | 貸付 | - | - | - | - | - | - |
| | 償還 | 延 23 | 73 | 延 20 | 129 | 延 14 | 145 |

5 福祉に関する助成制度

(1) 福祉のまちづくり施設整備費補助金

事業開始 平成 15 年度

内 容 すべての市民が、地域で、ともに支え合いながら、安心して暮らし、自らの意思で自由に行動し、広く社会活動に参加できる地域社会を実現するためのあらゆる環境整備に取り組むため、平成 14 年 7 月 1 日に「函館市福祉のまちづくり条例」を施行しました。この条例では、行政、事業者、市民がそれぞれの役割を果たしながら、よりきめ細かな福祉サービスの推進に努めることを定めているほか、高齢者や障がい者、子どもなどの利用にも配慮した施設の整備にも取り組むこととしており、店舗や旅館など、不特定多数の利用する既存建築物の出入口、通路などについて段差解消などのバリアフリーを行う場合には、補助要綱に定める基準に基づき、工事費用の一部を補助します。

平成 29 年度予算額 1,000 千円

(2) 社会福祉施設整備基金

事業開始 昭和 50 年度

内 容 社会福祉施設の整備・充実のため、市民から寄せられた寄附金を基金に積み立てし、その基金の運用益を財源の一部として、社会福祉法人が設置経営する市内の社会福祉施設の整備等資金の一部として補助します。

基金の額 178,737,187 円（平成 29 年 3 月末現在）

補助対象 建物（維持補修等）および設備整備費（総額 1 施設につき 150 万円以内）

補助率 補助対象経費の 2 分の 1 以内

補助金の
交付状況

| 年度 | 申請法人 | 申請施設 | 申請額 | 交付法人 | 交付施設 | 交付額 |
|----|------|------|-------|------|------|-------|
| 26 | 14 | 13 | 9,401 | 8 | 9 | 6,242 |
| 27 | 8 | 9 | 6,021 | 8 | 9 | 5,982 |
| 28 | 6 | 7 | 4,459 | 6 | 7 | 4,432 |

平成 29 年度予算額 6,500 千円

(3) 社会福祉法人の助成に関する条例に基づく補助金

ア 施設整備費補助

事業開始 平成 17 年度

内 容 社会福祉法人の助成に関する条例に基づき、社会福祉施設の施設整備に要する工事費等の一部を補助します。

| 補助金の 交付状況 | 区 分 | 法 人 数 (法人) | 施 設 数 (施設) | 補 助 金 額 (千円) |
|--------------|-----|---------------|---------------|-----------------|
| | 26 | 2 | 2 | 212,363 |
| | 27 | 2 | 2 | 34,290 |
| | 28 | 4 | 5 | 4,406 |

平成 29 年度予算額 548,414 千円

費用の負担 補助の内容により、補助金額の 2 分の 1 の国庫補助等があります。

イ 債務負担行為による補助

事業開始 平成 7 年度（社会福祉施設整備補助金は昭和 43 年度開始、民間保育所建設費補助金は昭和 50 年度開始）

内 容 社会福祉法人の助成に関する条例に基づき、福祉医療機構から資金を借入れて、社会福祉施設の整備事業（新設、老朽改築、増改築等）を行う場合に、借入金の元金の償還金の一部を補助します。

なお、平成 27 年度以降は、新たな制度の適用は行わないこととしました。

| 補助金の 交付状況 | 区 分 | 法 人 数 (法人) | 施 設 数 (施設) | 補 助 金 額 (千円) |
|--------------|-----|---------------|---------------|-----------------|
| | 26 | 20 | 28 | 116,291 |
| | 27 | 21 | 30 | 117,581 |
| | 28 | 21 | 30 | 107,177 |

平成 29 年度予算額 88,096 千円

費用の負担 全額市費負担

6 臨時福祉給付金

開始年度 平成 26 年度

内 容 平成 26 年 4 月からの消費税率引き上げによる,所得の低い方への負担を緩和するための臨時的措置として給付金を支給します。

給付状況 住民税が課税されていない方に対し, 1 人 1 万 5 千円を支給。

支給対象 68, 752 件 (平成 29 年 3 月から支給開始)

平成 28 年度実績 申請率 85. 2% 支給件数 55, 675 件

平成 28 年度からの繰越明許予算額 155, 889 千円

費用の負担 全額国費補助

7 中国帰国者等生活支援事業

開始年度 平成 20 年度

内 容 一定の要件に該当する中国残留邦人等の方々に, 世帯の収入が一定の給付金基準に満たない方に対し, 生活支援給付等を実施します。

給付の種類 ① 生活支援……衣食その他の日常生活や移送に必要な費用

② 住宅支援……家賃, 家屋の補修, その他住宅の維持のために必要な費用

③ 医療支援……病気の治療に必要な費用

④ 介護支援……要介護者, 要支援者の介護のために必要な費用

⑤ その他……生業支援, 葬祭支援など

給付状況 4 世帯 5 人 (平成 29 年 4 月 1 日現在)

平成 29 年度予算額 12, 099 千円

費用の負担 負担対象額の 4 分の 3 の国庫負担があります。

8 生活困窮者自立支援対策事業

開始年度 平成 27 年度

内 容 市内在住の生活保護を受給している方以外で, 生活に困っていて, 最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある方に対して, 自立に向けた相談支援を行うとともに, 離職などにより住居を失った方, または失うおそれの高い方に就職に向けた活動することなどを条件に, 一定期間, 家賃相当額 (上限があります) を支給します。

給付状況 2 世帯 (平成 29 年 4 月 1 日現在)

※家賃相当額の支援に関しては, 平成 26 年度からの継続分

平成 29 年度予算額 14, 649 千円

費用の負担 負担対象額の 4 分の 3 の国庫負担があります。

9 旧軍人軍属等援護

(1) 遺族援護法による諸請求等取扱件数

旧軍人、軍属で戦死または戦病死した遺族に対し、国家補償に基づく年金等の支給を行います。

(単位：件)

| 区分 | 26 | 27 | 28 |
|---------|----|-----|-----|
| 特別弔慰金請求 | - | 763 | 162 |
| 特別給付金請求 | 7 | 2 | 9 |
| 弔慰金請求 | - | - | - |
| 年金関係請求 | - | - | - |

(2) 戦傷病者特別援護法による諸請求取扱件数

旧軍人、軍属で戦争公務による戦傷病者に補装具療養給付等の援護を行います。

(単位：件)

| 区分 | 26 | 27 | 28 |
|---------|----|----|----|
| 乗車券引換証 | 6 | 5 | 5 |
| 補装具交付修理 | - | - | - |
| 手帳交付 | - | - | - |
| 異動届等 | - | - | - |

(3) 旧軍人、軍属等恩給請求取扱件数

旧軍人、軍属等公務員に対して恩給該当年限に達している者に恩給等の支給を行います。

(単位：件)

| 区分 | 26 | 27 | 28 |
|----------|----|----|----|
| 普通恩給 | - | - | - |
| 普通扶助料 | - | - | - |
| 普通恩給改定請求 | - | - | - |
| 傷病恩給 | - | - | - |
| 一時恩給 | - | - | - |
| 一時扶助料 | - | - | - |
| 一時金 | - | - | - |
| 公務扶助料 | - | - | - |
| 扶助料改定請求 | - | - | - |

(4) 障害者等外出支援事業（戦傷病者）

開始年度 平成 24 年度

内 容 戦傷病者の公共交通機関の乗車料金を負担することにより、施設等への通所など外出を支援し、社会活動の促進を図ります。

対 象 者 戦傷病者手帳を有する者

助成内容 年間 72,000 円を上限とする乗車カードを交付

平成 29 年度予算額 94 千円

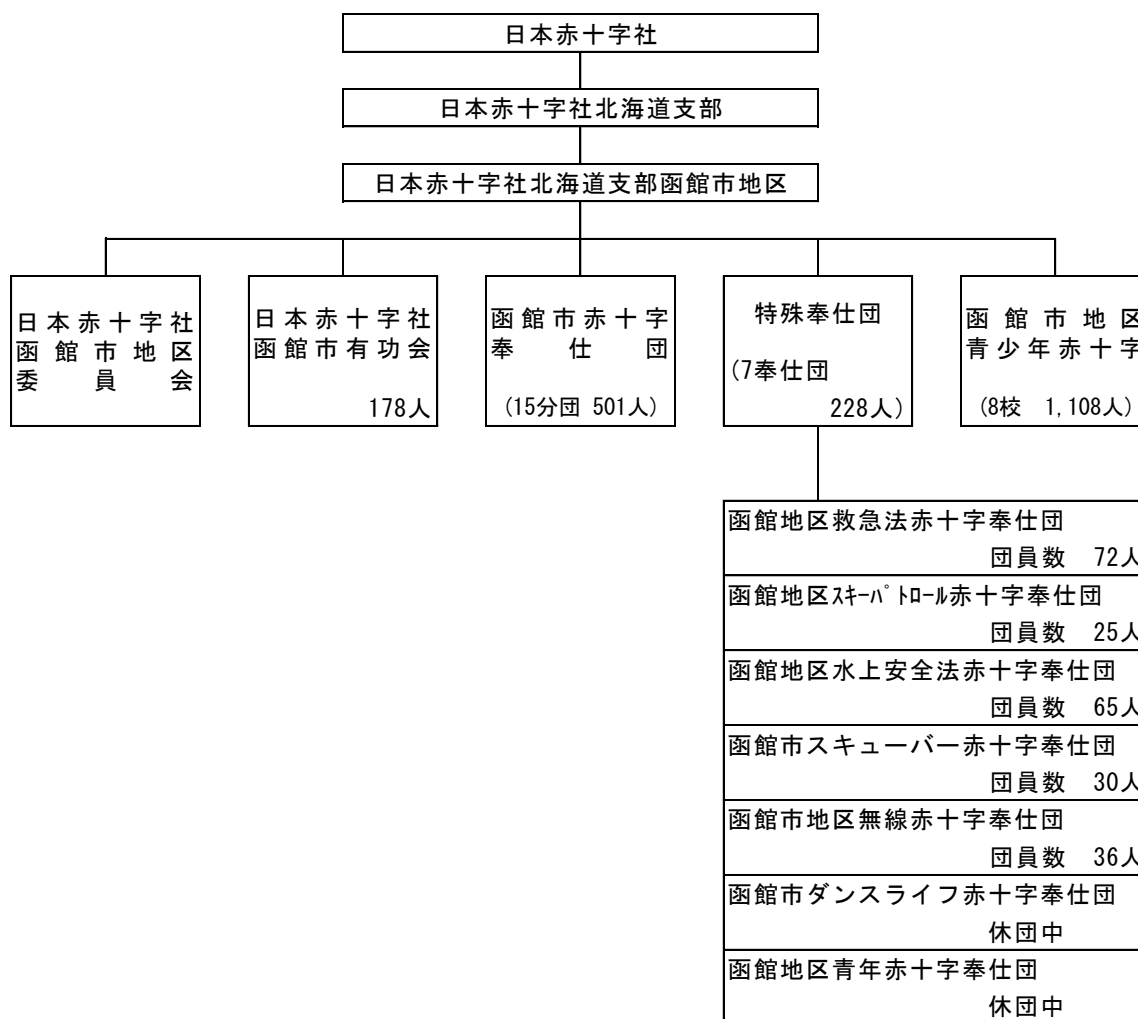
費用の負担 全額市費負担

10 日本赤十字社北海道支部函館市地区

日本赤十字社法に基づく事業を行い、函館市地区では主に赤十字社員・社資募集、被災者への救援物資の配付、赤十字安全法講習の開催（水上安全法、救急法）等の事業を実施しています。

日本赤十字社北海道支部函館市地区の概要および機構

平成29年6月1日現在



日本赤十字社函館市地区社資収納状況 (単位：円)

| 区分 | 函館市地区目標額 | 函館市地区実績額 |
|----|------------|------------|
| 26 | 27,257,000 | 16,441,119 |
| 27 | 25,636,000 | 16,387,490 |
| 28 | 25,636,000 | 17,042,686 |

日本赤十字社函館市地区救援物資支給状況 (単位：件)

| 区分 | 火災等支給世帯数 | 毛布 | 日用品セット |
|----|----------|----|--------|
| 26 | 2 | 8 | 2 |
| 27 | 6 | 7 | 8 |
| 28 | 12 | 64 | 18 |

11 その他の施設

(1) 火葬場

施設の概要

| | 函館市斎場 | 函館市戸井斎場 | 函館市楳法華斎場 | 函館市南茅部斎場 |
|------|------------------------|------------|-------------|------------------|
| 所在地 | 船見町27番1号 | 館町169番地1 | 絵紙山町27番地2 | 尾札部町2457番地1 |
| 敷地面積 | 9,748.34㎡ | 2,391.34㎡ | 1,855.05㎡ | 4,967.77㎡ |
| 構造 | 鉄筋コンクリート造 地下1階地上2階建 | 鉄骨造 平屋建 | 鉄骨造 平屋建 | 鉄筋コンクリート造 2階建 |
| 床面積 | 2,369.37㎡ | 258.34㎡ | 198.00㎡ | 411.21㎡ |
| 開設 | 平成4年2月1日 | 平成11年4月1日 | 平成13年12月21日 | 平成元年12月5日 |

| 使用料 (単位：円) | | 年度別火葬件数 (単位：件) | | | | | |
|---------------|--------|----------------|-------|-------|-----|-------|-------|
| 区分 | 使用料 | 区分 | 12歳以上 | 12歳未満 | 死産児 | その他 | 計 |
| 12歳以上の死体 | 14,000 | 24 | 3,537 | 3 | 71 | 2,574 | 6,185 |
| 12歳未満の死体 | 8,500 | 25 | 3,589 | 5 | 81 | 2,431 | 6,106 |
| 死産児 | 4,000 | 26 | 3,620 | 9 | 85 | 2,304 | 6,018 |
| 上肢、下肢等身体の一部 | 2,500 | 27 | 3,694 | 3 | 78 | 2,264 | 6,039 |
| 胞衣産わい物(1個につき) | 1,000 | 28 | 3,587 | 8 | 81 | 2,049 | 5,725 |

※ 死亡した方および死産児を出産した方等が市民外の方であった場合の使用料は2倍(胞衣産わい物を除く)。

(2) 慰霊堂

施設の目的 昭和9年3月21日に発生し、函館市の3分の1を焦土と化した函館大火の殉難者を弔慰するために、全国からの義援金をもとに建立した施設で、毎年3月21日には慰霊祭を行っているほか、高齢者等を中心とした健康・体力づくりの場として開放し、福祉の増進を図ります。

所在地 函館市大森町33番33号

建物面積 633.04㎡

構造 鉄骨鉄筋コンクリート造

開設 昭和9年9月21日(慰霊堂)

昭和36年5月(ホール部分増築)

(3) 函館市総合福祉センター(あいよる21)

施設の目的 障がい者や高齢者などの社会参加や交流の場として、また各種の相談、研修、機能訓練などの事業を行う地域福祉推進のための複合的機能を有する施設です。

所在地 函館市若松町33番6号

敷地面積 4,343.15㎡

建物面積 8,662.81㎡

構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 地上5階地下1階建

開設 平成6年4月1日

[函館市総合福祉センター]主な施設・事業の内容

| | 施設の内容 | 主な事業 | 主な設備 |
|----|-------------|---|---|
| 1階 | 障害者福祉センター | 相談事業, 在宅障害者デイサービス事業, 視聴覚障害者ライブラリー, 知的障害者青年教室, リハビリ教室, 健全者とのふれあい交流事業, 家庭での入浴が困難な方への特殊浴槽を利用した入浴サービス事業 | 相談室, 機能回復訓練室, 作業室, 日常生活訓練室, 視聴覚障害者ライブラリー, 機能回復訓練用プール, 録音スタジオ, 研修室, 点字図書室, 集会室 |
| 2階 | 老人福祉センター | 健康相談, 趣味・教養教室の開催, サークル活動, 各種講座, 講演会, 児童とのふれあい交流事業, 老人福祉センター合同行事 | 健康相談室, 教養娯楽室, 集会室, 技能訓練室 |
| | 介護相談センター | 寝たきりの老人等を抱える家族に対する介護の総合相談 | 相談室, 保健室, 介護浴室, 休養室, 介護用品展示コーナー |
| | 函館市成年後見センター | 認知症高齢者や知的障がい, 精神障害などで判断能力が十分でない方のための成年後見制度に関する相談窓口 | 相談室 |
| 3階 | 母子・父子福祉センター | 相談事業, 各種福祉資金の貸付および援助, 技能習得事業, 趣味・教養教室の開催 | 相談室, 技能習得室, 教養娯楽室, 保育室 |
| | 福祉情報センター | 福祉制度・施策, 民生委員, ボランティア, 福祉施設などに関する情報の収集および提供, 福祉関係図書の閲覧 | |
| | ボランティアセンター | ボランティア活動の資料収集, 提供, 相談, 派遣調整などの事業 | |
| 4階 | 児童センター | 低学年向けスポーツ教室, 工作教室, 親子料理教室, スポーツ教室, 高学年向けコンピューター教室 | 遊戯室, 図書室, ビデオ図書室, 音楽スタジオ, コンピュータープレイルーム, 集会室 |
| | おもちゃライブラリー | 障がい児を対象に, 遊びを通じてその発達を促すための事業 | おもちゃライブラリー |
| 5階 | 多目的ホール | 各種催しやスポーツに利用 | ホール, 更衣室, シャワー室 |

開館時間

| 施設の内容 | 開館時間 | 休館日 |
|---|---|--|
| 障害者福祉センター 母子・父子福祉センター 多目的ホール 会議室 | 午前9時から午後9時まで | ・毎週月曜日(月曜日が祝日に当たるときは, その翌日) ・年末年始(12/29~1/3) |
| 老人福祉センター 介護相談センター 函館市成年後見センター 福祉情報センター | 午前9時から午後5時まで | ※プールは第2・第4を除く金曜日休館 ※福祉情報センターは祝日休館 ※介護相談センターおよび障害者福祉センター〔入浴サービス〕は, 日曜日, 祝日も休館 |
| 児童センター | 午前9時から午後6時まで (4月から9月) 午前9時から午後5時まで (10月から3月) | |
| プール (障害者福祉センター) | 午前10時から午後8時まで | |

(4) 谷地頭いきいき交流センター

施設の目的 老人福祉施設の「谷地頭老人福祉センター」の移転改築に併せて、新たに「デイサービスセンター谷地頭」を併設し、2つの施設を複合施設として整備し、高齢者の健康づくり、生きがいくづくり、日常生活の支援、心身機能の維持向上を図るとともに、介護者に対して、総合的な相談に応じ、各種の保健・福祉サービスの連絡調整等を行うことにより、市民福祉の向上を図ります。

所在地 函館市谷地頭町13番18号

敷地面積 1,328.57 m²

建物面積 1階 766.85 m² 2階 503.53 m² 計 1,270.38 m²

構造 鉄筋コンクリート造 2階建

開設 平成11年8月1日

(5) 桔梗福祉交流センター

施設の目的 児童福祉施設の「桔梗児童館」と、高齢者等の活動の場である「桔梗福祉の家」、「桔梗配本所」の複合施設として整備し、児童、高齢者等の健康の増進、教養の向上を図るとともに、地域における交流の場を提供し、市民福祉の向上を図ります。

所在地 函館市桔梗4丁目1番18号

敷地面積 1,809.04 m²

建物面積 598.08 m²

構造 鉄骨造 平屋建

開設 平成17年4月1日

(6) 恵山福祉センター

施設の目的 高齢者に健康の増進、交流等の場を提供することにより、高齢者の福祉の増進を図ります。

所在地 函館市柏野町117番地209

敷地面積 8,320.76 m²

建物面積 512.84 m²

構造 鉄筋コンクリート造 平屋建

開設 昭和55年4月1日